

=はじめに=

このメールマガジンは、国土交通省において収集した事業用自動車に関する事故情報等のうち重大なものについて、皆様に情報提供することにより、その内容を他山の石として各運送事業者における事故防止の取り組みに活用していくことを目的として配信しています。

また、自動車運送事業等における安全・安心確保に関する最近の情報等についてもトピックとして提供していますので、ご活用ください。

=目 次=

1. 重大事故等情報=8件 (12月12日~12月18日分)

- (1) 乗合バスの転落事故
- (2) 乗合バスの車両火災
- (3) 貸切バスの転落事故
- (4) 貸切バスの衝突事故
- (5) 貸切バスの鉄道車両との接触事故
- (6) 法人タクシーの死傷事故
- (7) 法人タクシーの鉄道車両との接触事故
- (8) 法人タクシーの衝突事故

2. トピック

- (1) 令和6年度補正予算および令和7年度事故防止対策支援推進事業に係る補助金の申請受付を延長します。ぜひご活用ください！

(※新着情報)

- (2) 年末年始輸送安全総点検を実施しましょう

(配信日: R7.12.12)

- (3) 事業用自動車事故調査報告書 啓発コンテンツを公開しました

～スマホ等からも手軽にご覧いただけます～

(配信日: R7.12.12)

- (4) 四国運輸局 事業用自動車事故防止セミナーを開催します

(配信日: R7.12.12)

- (5) 近畿運輸局 第17回自動車事故防止セミナーを開催します！

～自動車運送事業の安全安心の未来を見据えて～

(配信日: R7.12.5)

- (6) 鉄道車両との衝突事故防止の徹底について

(配信日: R7.10.3)

- (7) 冬用タイヤ交換時には確実な作業の実施をお願いします！

(配信日: R7.10.3)

- (8) 「加齢に伴う身体・心理的特性の変化に対する認識」及び「適切な健康管理」の重要性～タクシーの追突事故から得た教訓～
(配信日：R7. 10. 3)

(9) トラックの法令遵守の徹底について
(配信日：R7. 4. 25)

- ## 1. 重大事故等情報=8件 (12月12日~12月18日)

- ## (1) 乗合バスの転落事故

12月16日（火）午前8時43分頃、広島県三原市の片側1車線の国道において、同県に営業所置く乗客がいない乗合バスが運行中、ハンドル操作を誤り、進行方向左側の田んぼへ転落した

この事故による負傷者はいない。

- ## (2) 乗合バスの車両火災

12月17日（水）午前11時40分頃、北海道恵庭市の道央自動車道において、北海道に営業所を置く乗客40名を乗せた乗合バスが運行中、運転者が車両後方エンジン付近から発煙していることを確認したため、路肩に緊急停車した。

運転者及び乗客全員が停車後すぐに避難し、この事故による負傷者はいない。

- ### (3) 貸切バスの転落事故

12月12日（金）午前7時10分頃、北海道斜里郡清里町の町道において、北海道に営業所を置く貸切バスが回送運行中、急激に吹雪となり、視界不良により対向車線側の路肩へ逸脱し、1.5m下の農地へ転落した。

この事故による負傷者はいない。

- #### (4) 貸切バスの衝突事故

12月16日（火）午前8時10分頃、香川県仲多度郡まんのう町の国道において、愛媛県に営業所を置く乗客36名添乗員1名を乗せた貸切バスが運行中、進行方向左側から赤信号で交差点に進入してきた自家用軽自動車と衝突した。

この事故により、自家用軽自動車の運転者が死亡、同乗者が負傷した。

なお、バスの運転者と乗客に負傷者はいない。

- ## (5) 貸切バスの鉄道車両との接触事故

12月16日（火）午前9時44分頃、熊本県熊本市の片側3車線の県道において、福岡県に営業所を置く乗客33名を乗せた貸切バスが運行中、丁

字路において右折を開始したところ、後方から接近してきた路面電車と衝突した。

この事故による負傷者はいない。

(6) 法人タクシーの死傷事故

12月13日（土）午前6時00分頃、福岡県福岡市中央区の市道において、同県に営業所を置く空車の法人タクシーが運行中、道路に横臥していた歩行者を轢いた。

この事故により、当該歩行者が死亡した。

(7) 法人タクシーの鉄道車両との接触事故

12月14日（日）午前11時03分頃、長崎県長崎市の片側1車線の国道において、同県に営業所を置く法人タクシーが空車で運行中、転回するために道路中央部の軌道敷に進入したところ、軌道敷を後方から進行してきた路面電車と接触した。

この事故による負傷者はいない

(8) 法人タクシーの衝突事故

12月17日（水）午前9時13分頃、大阪市中央区の5車線一方通行の市道において、乗客2名を乗せた法人タクシーが運行中、乗客が乗車し発進、直後の交差点右折するため第一車線から第五車線へ車線変更していたところ、当該タクシーの右側面と第三通行帯を走行していた自家用軽トラックの左前方が衝突した後、衝突の衝撃により当該タクシーが交差点付近にある店舗に衝突した。

この事故により、法人タクシーの乗客1名が重傷、法人タクシーの運転者が軽傷を負った。

上記8件の死傷者数計：死亡2名、重傷1名、軽傷2名（速報値）

◇◇◇◇◇◇◇◇◇◇◇◇◇◇◇◇◇◇◇◇◇◇◇◇◇◇◇◇◇◇◇◇◇◇◇◇◇◇◇

2. トピック

(1) 令和6年度補正予算および令和7年度事故防止対策支援推進事業に係る補助金の申請受付を延長します。ぜひご活用ください！

(※新着情報)

国土交通省では、自動車運送事業における交通事故防止の観点から、運行管理の高度化に資する機器（デジタコ）の導入等を支援するため、要件を満

たした事業者に対して補助金を交付する令和6年度補正予算事故防止対策支援推進事業（以下「令和6年度補正予算事業」）、令和7年度事故防止対策支援推進事業（以下「令和7年度事業」）を実施しておりますが、それぞれ令和8年1月30日（金）までとしておりました申請受付期間を令和8年2月13日（金）（社内安全教育の実施に対する支援（貸切バス運転者研修等）は令和8年2月12日（木））まで延長いたします。ぜひご活用ください！

【令和6年度補正予算事業】

- (1)先進安全自動車（ASV）の導入に対する支援（車輪脱落予兆検知装置）
- (2)運行管理の高度化に対する支援（デジタル式運行記録計）
- (3)先進安全自動車の整備環境の確保に対する支援（スキャンツール）

【令和7年度事業】

- (4)運行管理の高度化に対する支援（デジタル式運行記録計等）
- (5)社内安全教育の実施に対する支援（貸切バス運転者研修等）【今年度NEW】
- (6)健康起因事故防止を推進するための取り組みに対する支援（スクリーニング検査）【今年度NEW】
- (7)先進安全自動車の整備環境の確保に対する支援（スキャンツール）

内容については、それぞれ以下の被害者保護増進等事業費補助金事務局ホームページ又は国土交通省ホームページをご覧ください。

○令和6年度補正予算被害者保護増進等事業費補助金事務局 申請ポータルサイト

<https://hogo-zoushin-r6h.jp/>

○令和7年度被害者保護増進等事業費補助金事務局 申請ポータルサイト

<https://hogo-zoushin.jp/>

○国土交通省 ホームページ

令和6年度補正予算および令和7年度事故防止対策支援推進事業に係る補助金の申請受付を延長します

https://www.mlit.go.jp/report/press/jidosha02_hh_000738.html

(2)年末年始輸送安全総点検を実施しましょう

（配信日：R7.12.12）

国土交通省では、12月10日～翌年1月10日までの期間を、「年末年始の輸送等に関する安全総点検実施期間」と定め、各事業者等の方々による

自主点検を通して、輸送の安全と安全意識の向上を図っております。

各自動車運送事業者等の方々におかれましては、以下の国土交通省 HP にある点検表を使用した自主点検を実施し、輸送の安全確保に努めましょう。

○点検表等 国土交通省 HP

https://www.mlit.go.jp/jidosha/jidosha_tk2_000003.html

(3) 事業用自動車事故調査報告書 啓発コンテンツを公開しました

～スマホ等からも手軽にご覧いただけます～

(配信日 : R7.12.12)

国土交通省が公益財団法人交通事故総合分析センター（以下、「ITARDA（イタルダ）」という。）を事務局として設置している「事業用自動車事故調査委員会」は、調査報告書をわかりやすくまとめた啓発コンテンツを作成しています。

今般、啓発マンガ第三弾を発行し、ITARDA（イタルダ）ホームページに公開しましたので、ぜひご覧ください。

引き続き、事業者・ドライバーの皆様に、わかりやすく活用しやすいコンテンツの提供に努めて参ります。

【掲載概要】

1. 掲載先

ITARDA ホームページ 事業用自動車事故調査委員会

https://www.itarda.or.jp/commercial_vehicle_accident

2. 掲載内容

① 啓発マンガ

THE CASE STUDY その時ドライバーに何が起ったのか

第一弾（令和7年1月発行）

・貸切バスの横転事故（静岡県小山町）令和4年10月発生 他2事案

第二弾（令和7年3月発行）

・中型トラックの追突事故（山形県東根市）令和3年10月発生 他2事案

第三弾（令和7年12月発行）【NEW】

・大型トラックの衝突事故（宮城県栗原市）令和5年5月発生 他2事案

② 啓発動画

・大型乗合バスの追突事故（北九州市小倉北区）令和3年8月発生 他

2 事案

(4) 四国運輸局 事業用自動車事故防止セミナーを開催します

(配信日 : R7. 12. 12)

四国運輸局では、自動車運送事業者の関係者を対象に、事故防止に対する取り組みや方策について理解を深めていただくことを目的とした「事業用自動車事故防止セミナー」を以下のとおり開催いたします。

ぜひこの機会にセミナーにご参加いただき、事故防止に向けた取り組みのご参考としていただけますと幸いです。

日時 : 令和8年2月19日（木）13時20分～16時30分

（開場12時30分）

場所 : かがわ国際会議場

（高松市サンポート2－1 シンボルタワー タワー棟6階）

定員 : 150名（定員になり次第、申し込み終了）

参加費 : 無料（ただし、事前に申し込みが必要です）

申込期間 : 令和8年2月9日（月）まで

※セミナーの詳細やお申し込みにつきましては、四国運輸局ホームページをご覧ください。

→ <https://www.tb.mlit.go.jp/shikoku/soshiki/gijyutsu/r7seminar.html>

(5) 近畿運輸局 第17回自動車事故防止セミナーを開催します！

～自動車運送事業の安全安心の未来を見据えて～

(配信日 : R7. 12. 5)

開催日時 : 令和8年2月9日（月）13:00～16:00

近畿運輸局では、事業用自動車の事故防止対策の一環として、自動車事故防止セミナーを平成19年度より開催しております。

本年度（令和7年度）におきましても第17回目となりますセミナーを開催いたします。

学識経験者、運送事業者、国土交通省 物流・自動車局安全政策課による講演を予定しております。また、今回はセミナーに併せて点呼機器等の展示会

も同時開催する予定ですので、運送事業者、関係機関の皆様におかれまして
も是非このセミナーにご参加いただき、今後の事故防止対策の参考にしていただ
ければ幸いです。

【近畿運輸局プレスリリース】（ご案内）

https://www.tb.mlit.go.jp/kinki/00001_03506.html

（6）鉄道車両との衝突事故防止の徹底について

（配信日：R7.10.3）

令和7年10月3日付で、国土交通省物流・自動車局安全政策課長よ
り、運送事業者関係団体あてに、通達を発出いたしました。

令和7年10月1日（水）午後4時40分頃、岐阜県各務原市の踏切にお
いて、大型トラックが、踏切内に立ち往生したことにより、列車が当該トラ
ックに衝突し、割れた窓ガラス片により列車の乗客が多数負傷する事故が発
生しました。

さらに、同年9月には、長崎県長崎市他2件の路面電車との衝突事故が立
て続けに発生しています。

鉄道車両との衝突は、自動車と鉄道の乗客の双方に多数の負傷者を生ずる
恐れがあることから、今後、同種事故を防止するため、下記事項について、
会員事業者に周知いただくとともに、輸送の安全確保に努めて頂くようよろ
しくお願いします。

記

- （1）事業者は、運行する経路の道路及び交通の状況について把握し、これら
の状況を踏まえ、安全な経路を設定するとともに、運転者に対し、安全運
行のために留意すべき事項を指導すること。
- （2）運転者に対し、踏切を通過しようとするときは、踏切の直前で停止し安
全を確認することなど、道路交通法の規定を遵守するよう指導すること。
- （3）運転者に対し、踏切内で運行不能となった場合は、非常ボタンを押して
速やかに列車に対し適切な防護措置を取ることや、車を前進させて遮断棒
を押し上げて脱出することなど、安全確保のために必要な行動を取ること
について指導すること。
- （4）運転者に対し、右左折時には、軌道敷内の安全を十分に確認するよう指
導すること。
- （5）運転者に対し、車両は、左折し、右折し、横断し、若しくは転回するた

め軌道敷を横切る場合又は危険防止のためやむを得ない場合を除き、軌道敷内を通行してはならないこと、軌道敷内を通行する車両は、後方から路面電車が接近してきたときは、路面電車の正常な運行に支障を及ぼさないようにすみやかに軌道敷外へ出ることなど、道路交通法の規定を遵守するよう指導すること。

(7) 冬用タイヤ交換時には確実な作業の実施をお願いします！

(配信日：R7.10.3)

大型車の冬用タイヤへの交換時に車輪の脱落事故が急増する傾向を踏まえ、タイヤ脱着時の確実な作業及び保守管理の徹底を呼びかける「大型車の車輪脱落事故防止キャンペーン」を実施しております。

【主な取り組み】

- 適切なタイヤ脱着作業や保守管理の徹底を周知
- 不適切な脱着作業を防ぐため、余裕を持って正しい脱着作業を行えるよう、冬用タイヤ交換作業の平準化を推進
- 車輪脱落予兆検知装置について普及促進（国からの補助を最大5万円受けすることができます。）
- 以上3点について、降雪地域だけでなく、全国に周知啓発活動を展開

【国土交通省プレスリリース】

https://www.mlit.go.jp/report/press/jidosha09_hh_000345.html

【適切なタイヤ脱着作業手順（MLIT channel）】

https://youtu.be/Szz2ZF7Gd_4?si=xhWiLEnQQcVEA00c

(8) 「加齢に伴う身体・心理的特性の変化に対する認識」及び「適切な健康管理」の重要性～タクシーの追突事故から得た教訓～

(配信日：R7.9.5)

今般、下記の調査事案について、事業用自動車事故調査報告書が議決されたことを受け、当該報告書を公表いたしますのでお知らせします。

- 重要調査対象事故
 - ・タクシーの追突事故（大阪市淀川区）

(令和4年12月2日発生)

※対象事故について

特別重要調査：社会的影響が大きく、事故調査委員会による特別な調査、要因分析及び再発防止策の提言が必要なもの

重要調査：特別重要調査対象事故以外の事故であって、事故調査委員会による要因分析及び再発防止策の提言が必要なもの

※以下の国土交通省ホームページをご覧ください。

https://www.mlit.go.jp/report/press/jidosha02_hh_000724.html

※過去の報告書は、以下の国土交通省ホームページをご覧ください。

<https://www.mlit.go.jp/jidosha/anzen/jikochousa/report1.html>

(9) トラックの法令遵守の徹底について

(配信日：R7.4.25)

令和7年4月23日付けで、国土交通省物流・自動車局安全政策課長より、トラック事業者関係団体あてに、通達を発出いたしました。

4月23日に日本郵便株式会社より、社内調査の結果、貨物自動車運送事業輸送安全規則第7条（点呼等）の規定に違反し、アルコール検査や点呼を適正に実施していないことが、全国約3,200営業所の75%に当たる約2,400の営業所において確認された旨、国土交通省に報告があった。

輸送の安全確保は、自動車運送事業者の最大の使命であるが、安全確保の要である点呼を多くの営業所において適正に実施していなかったことは、事業者に法令遵守の意識が欠如していたものと言わざるを得ず、輸送の安全確保を揺るがしかねないものである。

については、トラックの安全確保の徹底を図るため、貴会傘下会員に対し、点呼の実施等の法令遵守の徹底が図られるよう、下記事項について、改めて、周知徹底を図られたい。

記

1. 事業者は、輸送の安全確保を再確認し、安全確保の原点に立った適正な運行管理を実施すること。特に次に掲げる事項について、改めて徹底すること。

(1) 運行管理者もしくは補助者又は貨物軽自動車安全管理者（以下、運行管

理者等という。) は、アルコール検査の実施等、法令に定められた点呼を確実に実施すること。

（2）事業者は、輸送の安全確保が自動車運送事業者の最大の使命であること を再認識し、貨物自動車運送事業法関係法令に定められた規定を確実に遵守するよう、運行管理者等を指導監督すること。

【メールマガジン「事業用自動車安全通信」】

発行 国土交通省物流・自動車局安全政策課

* このメルマガについてのご意見は、

＜hqt-mailmagazineotoiawase@gxb.mlit.go.jp＞までお寄せください。

よくある質問（配信登録の解除方法等）

(<https://www.mlit.go.jp/jidosha/anzen/anzenplan2009/faq.html>)

* ご登録されたメールアドレスの変更は、配信登録を解除していただき、新たに配信登録をお願いします。

配信登録を解除する場合は、以下のアドレスで登録解除することができます。

(<https://www.mlit.go.jp/jidosha/anzen/anzenplan2009/stop.html>)

【参考】

* 物流・自動車局ホームページ

(<https://www.mlit.go.jp/jidosha/index.html>)

* 自動車の不具合情報はこちら

最近、自動車に乗っていたら異常発生、なんてことありませんでしたか。そんな時は、車検証を用意して、国土交通省「自動車不具合情報ホットライン」に連絡です。皆様の声は、車種ごとに、ホームページ上で公開され、メーカーがきちんとリコールをしたり、メーカーのリコール隠しを防ぐために活用されます。

・ホームページ受付

(<https://www.mlit.go.jp/jidosha/carinf/rcl/hotline.html>)

・フリーダイヤル 0120-744-960 (年中無休・24時間)

(オペレータ受付時間 平日 9:30~12:00 13:00~17:30)

*自動車のリコール等の通知等があったときは！

使用されている自動車について、自動車ディーラーなどから、リコール又は改善対策の通知が送付されたり、その対象であることが新聞等で公表されたときは、安全・環境への影響から、その自動車の修理を行うことが必要になったということです。道路運送車両法により、自動車ユーザーは、自分の自動車が保安基準に適合するよう点検・整備する義務がありますので、忘れずに修理を受けましょう。

